

会 議 録

☐ 全部記録 ☒ 要点記録

1	会 議 名	姫路市職員倫理審査会
2	開催日時	令和 7 年 5 月 2 9 日（木曜日） 1 0 時 0 0 分～1 0 時 5 2 分
3	開催場所	姫路市役所 1 0 階第一会議室
4	出席者又は欠席者名	（出席者）姫路市職員倫理審査会委員 3 名 （事務局）総務局長、総務部長、職員倫理課長、職員倫理課課長補佐、職員倫理課係長、 職員倫理課主任
5	傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人なし
6	議題又は案件及び結論等	令和 6 年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例の運用状況等について
7	会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

事務局	1 開会（１０：００） 《配布資料の確認と会議の成立を確認》
	2 姫路市職員倫理審査会会長及び副会長の選出 （委員互選により会長及び副会長選出）
会長	3 令和６年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例の運用状況について 事務局からの説明の前に会議の公開、非公開についてお諮りしたい。 お手元に配布されている資料３については現在も継続対応中の案件であることから、姫路市情報公開条例第７条第５号に規定する「市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると考えられる。よって、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例第１３条第７項の規定に基づき、本審査会が特に必要と認める場合に該当するものとして非公開とさせてもらいたいと思うが、それで良いか。
委員	異議なし。
会長	異議なしということで、本日の審議は、次第３項目め「令和６年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例の運用状況等について」の資料１及び資料２に係る部分までを公開とし、資料３に係る部分以降は非公開とする。なお、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例第１３条第６項の規定に基づき、本審査会で職務上知り得た情報については守秘義務があるのでご留意願いたい。
会長	それでは事務局より資料１及び資料２について説明をお願いしたい。 《事務局から資料１、資料２説明》
会長	ただいまの説明に関し、意見や質問はないか。
委員	以前に不当要求行為対策として防犯カメラの設置を進めていると聞いたが、設置状況はどうか。

事務局	昨年度、本庁舎に４３台、出先機関４箇所、合計５１台設置した。本庁舎は、１・２階カウンターの殆どが撮影されている状態となっている。
委員	防犯カメラは、市民に認識され不当要求行為などの抑止に繋がっているのか。
事務局	防犯カメラの付近に「カメラ作動中」というパネルを設置し、市役所を訪れる方が防犯カメラを認識しやすくした。 防犯カメラ設置により、不当要求行為が抑止され職員の安心に繋がっていると思う。設置後の実績として、職員が正当な業務を実施したことの証明に繋がったこともあった。
委員	市民からカメラ映像の公開請求があった場合、どのように対応するのか。
事務局	防犯カメラの映像については、非公開になると考える。 画像の精細さや、撮影エリアが判明することによりそれらを見越して犯罪行為が行われてしまうおそれがあるため、姫路市情報公開条例で定める非公開情報に該当すると考える。
会長	資料２において不当要求行為の具体例として挙げているその他の一番上の案件は、暴行・脅迫等が伴っておらず不当要求行為かどうかの判断が難しいように思うが、どのように不当要求行為と認定しているのか。
事務局	当該案件は、職員倫理課職員も立ち会ったものである。 長時間要望するという行為そのものが、不当要求行為に該当するわけではない。 職員が要望者に対し、理由を示して要望どおり実施することができないことを伝えたにもかかわらず居座られたら、不当要求行為と認定することがある。ただ、要望者に曖昧な回答をした場合に、長時間要望となってしまうのはやむを得ないもので、職員が明確に回答を伝えているかどうか判断の目安である。
委員	以前の資料に懲戒処分に関する記載があったが、懲戒処分が無かったから記載していないのか。倫理条例が懲戒処分の発生を抑止できているのかどうか確認するためにも、案件があれば教えてほしい。

事務局	職員倫理条例の運用状況と直接結びつかないため記載しなかった。 令和6年度に懲戒処分を実施した案件は2件ある。 1件目は、職員が令和5年度から6年度にかけて所属の親睦会の口座から不正出金し、私的に使用した案件で停職3月の懲戒処分となった。 2件目は、職員が業務で知った個人情報を不正利用した案件で、停職6月の懲戒処分となった。 2件とも記者発表を実施している。
委員	要望や不当要求行為とは関係ないものと考えて良いか。
事務局	そのとおりである。 今後、懲戒処分の状況についても記載があった方が良いか。
委員	職員倫理条例の運用状況を確認する中で、条例が効果を発揮できているか確認したいため懲戒処分の状況について報告をお願いしたい。
会長	次回以降、資料に懲戒処分案件の記載をお願いしたい。 それでは、資料3に移りたい。ただいまから、会議を非公開とする。それでは、事務局より資料3について説明をお願いしたい。 【非公開】 閉会（10：52）